

令和7年4月1日

宮代町郵便入札の手引き

宮代町企画財政課 管財担当

1 郵便入札とは

提出方法を郵便（一般書留または簡易書留に限る。）により、指定の期日までに到達するよう入札書を送付する入札方法とする。

なお、郵送が困難な場合に限り持参を可とするが、その場合も指定の期日は変更しない。

2 郵便入札の対象となるもの

宮代町が発注する指名競争入札のうち、執行担当者が提出方法について、郵便入札とする判断をしたもの。入札参加者への伝達は指名通知（入札標準様式第6号）により行う。

3 郵便入札の提出方法

(1) 郵送の場合

- ・『一般書留』または『簡易書留』での送付のみ取り扱う。※その他の方法は無効。
- ・入札書の送付は、二重封筒（内封筒及び外封筒）とする。
- ・入札書の到達期限は、指名通知書に記載している期限までとする。※期限に到達しなかった入札書は、棄権（不参加扱い）とする。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(1) -1 内封筒作成方法

- ・内封筒の規格は 長形3号（120mm×235mm）を使用のこと。
- ・内封筒は、入札1件につき、1件の入札書とすること。※ 複数同封の場合はすべて無効。
- ・表面に必要事項を記載のうえ、裏面には入札参加資格の登録印鑑で封緘（糊付け、封印）。

(見本)

(表面)	(裏面タイプ1)	(裏面タイプ2)

【内封筒の記載項目】

- ① 案件名
- ② 商号または名称および代表者職・氏名

(1) -2 外封筒作成方法

- ・ 外封筒の規格は、角形2号（240mm×332mm）を使用のこと。
- ・ 複数の内封筒を1つの外封筒に入れることは可能。

(表面)		(見本)		(裏面)						
簡易書留 入札書在中 ○件 ○ ○株式会社代表取締役管財太郎 ○ ○県△□市 ○ ○宮代町役場 ○ ○宮代町笠原一丁目4番1号 ○ ○埼玉県南埼玉郡	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">3</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> <td style="width: 12.5%;">5</td> <td style="width: 12.5%;">8</td> <td style="width: 12.5%;">5</td> <td style="width: 12.5%;">0</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> </tr> </table>	3	4	5	8	5	0	4		
3	4	5	8	5	0	4				

【外封筒の記載項目】

- ① 宛先は指名通知記載の担当部署宛
- ② 参加者所在地
- ③ 参加者商号または名称および代表者職・氏名
- ④ 「入札書在中」を朱書きのこと。※ 複数の内封筒を入れた場合「入札書〇件在中」と記載する。
- ⑤ 「一般書留」又は「簡易書留」の朱書

(2)持参の場合

- ・ 持参する場合は、外封筒を省略可。
- ・ 内封筒の記載方法や封緘等の方法は郵送する場合と同様。
- ・ 提出期限は、指名通知書に記載している期限までとする。提出期限後の受付不可。

4 入札書様式

入札書の作成については入札標準様式第10号を使用のこと。

5 入札書の取り扱い

開札時に内封筒に記載誤り等があった場合は、開札は行わず、入札無効。

宮代町に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回不可。

入札が中止または取消しとなった場合、入札書は返却しない。

6 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届（様式第2号）を書面で企画財政課に提出のこと。

入札書提出後の辞退は不可。

7 開札の立会い

入札会と異なり開札のみとなるため原則立会不要であるが、郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、立会うことを可とする。

入札参加者の立会の有無に限らず、入札事務に関係のない職員が開札に立会うものとする。

代理人が立合いを希望する場合は立会委任状を持参のこと。

8 再入札について

入札の結果、落札者がいなかった場合は、再入札を行う。

入札回数は初回を含めて2回までとする。

連絡については、初回応札者に対し、再入札実施の連絡を行う。

再入札の連絡にあたっては、初回の最低応札金額、入札書提出期限および入札日を記載したものをFAXもしくは電子メールにより送付する。

9 同額入札の場合

開札の結果、【落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある】ときは、入札書に記載された任意のくじ希望番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

このため、入札書には、くじ希望番号を必須とする。くじ希望番号の無い入札書は失格となるので注意のこと。

【くじの方法】

- (1) くじ対象者を50順に並べる。
- (2) (1)で並べた業者に対して、上から下に0,1,2…の順に番号を設定する。(抽選番号)
- (3) くじ希望番号と乱数を加算し、その結果の下3桁を「くじ番号」とする。
- (4) くじ対象者のくじ番号をすべて加算。(くじ番号合計)
- (5) 加算された値をくじ対象者数で除算し、余りの数字が当選番号となる。
- (6) 抽選番号と当選番号が一致する業者を落札業者とする。

例) 落札となるべき同価格の入札をした業者が10者あり、くじにより、落札業者を決定する場合

郵便入札くじ引き乱数表 (例)

No.	対象業者名 (50音順)	くじ希望番号 (任意の3ケタ)	乱数	くじ番号	抽選番号
				(くじ希望番号+乱数)	(当選番号と一致で落札)
1	み	000	78	78	0
2	や	111	83	194	1
3	し	222	57	279	2
4	ろ	333	56	389	3
5	ま	444	65	509	4
6	ち	555	6	561	5
7	か	666	64	730	6
8	ん	777	22	799	7
9	ざ	888	80	968	8
10	い	999	57	1056	9
		くじ番号合計		5563	
		当選番号 (くじ番号合計÷対象業者数)の余り		3	

10 入札結果の通知

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面により通知。
入札結果は宮代町ホームページで掲載。